輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

CISTEC

2007.0	1.	(1/3)						
別1項	種	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの	貨幣	勿 名:				
		4 - (16)ロケット若しくは無人航空機に使用す	メーカ	 カー名:				
		ることができる装置であつて、 次に掲げるもの若しくはその部分品						
		次に掲げるもの若しくはその部分品 又はこれらの製造用の装置若しくは	型及び銘柄:					
		工具、試験装置、校正装置、						
		心合わせ装置若しくはこれらの部分品	\	101 ch 100			100	
		1 加速度計 2 ジャイロスコープ	注釈	判定欄		記入	欄	
		2 シャイロスコーフ 3 1又は2に掲げる貨物を用いた装置						
		4 航法装置						
[省令]第3条 輸出令別表第1の4の項の				該 当				
		経済産業省令で定める仕様のものは、		非該当×				
		次のいずれかに該当するものとする。		対象外 -				
+-	七 加速	度計若しくはジャイロスコープ		[]				
		はこれらを用いた装置						
		は航法装置であって、						
		ずれかに該当するもの						
	•	ット又は無人航空機に使用することができるもの						
	に限る。	•						
"		れらの <u>部分品</u>		l				,
)0キログラム以上のペイロードを		[]	数値()
) キロメートル以上運搬することができるロケット 無人航空機に使用するように設計した航法装置であって、			数値(`
		K人航全機に使用するように設計した航法装置であって、 「ロスタビライザー			数10()
		ロスタビフィッー 動操縦装置とともに使用するように設計したもの						
		7 イロ天測航法装置		[]	-			
		「「日久////////(A 全日						
		(は針路を測定することができる装置						
-		別速度計であって、		[]	{			
		抗法装置用又は誘導装置用に使用するように						
		ルたもののうち、 <u>スケールファクター</u> の再現性が						
		2 5 パーセント未満であって、			数値()
	バイア	<u>"ス</u> の <u>再現性</u> が0.012263メートル			数値()
		野砂未満のもの						
	•	「ロードを300キロメートル以上運搬することができる			数値()
		ノト又は無人航空機に使用することができるものに限る。) 						
		マイロスコープであって、		[]				
		3 1 メートル毎秒毎秒の直線加速度の状態における						
		<u>7トレートの安定性</u> が			业5/ ± /			,
		引につき 0 . 5 度未満のもの (ロードを 3 0 0 キロメートル以上運搬することができる			数値()
		リト又は無人航空機に使用することができる アトスは無人航空機に使用することができる			数値()
		アトスは無人机 全機に使用することができる 二限る。)						
		wる。 / 態度計又はジャイロスコープであって、		г				
				[]	粉/古(`
		メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用する 「できるように設計したもの			数値(,
		いできるように設計したもの もしくはホに該当する加速度計		r 1	{			
		こしくは小に該当98加述度計 に若しくはホに該当するジャイロスコープを		[]				
	メルー 用いた							
	HI (, 1 /;	· 大自		4 :				